法律

都市緑地法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十六号

都市緑地法等の一部を改正する法律

（都市緑地法の一部改正）

第一条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第六章　市民緑地（第五十五条―第五十九条）
第七章　緑化施設整備計画の認定（第六十条―第六十七条）
第八章　緑地管理機構（第六十八条―第七十三条）
第九章　雑則（第七十四条）
第十章　罰則（第七十五条―第七十九条）」

を

「第六章　市民緑地
第一節　市民緑地契約（第五十五条―第五十九条）
第二節　市民緑地設置管理計画の認定（第六十条―第六十八条）
第七章　緑地保全・緑化推進法人（第六十九条―第七十四条）
第八章　雑則（第七十五条―第七十九条）
第九章　罰則（第八十条―第八十二条）」

に改める。

第三条第一項中「類する土地」の下に「（農地であるものを含む。）」を加える。

第四条の見出しを削り、同条第二項第三号中「以下」を「第五項において」に改め、「整備」の下に「及び管理」を加え、「保全すべき緑地の確保」を「緑地の保全」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「及び特別緑地保全地区」を「、特別緑地保全地区及び生産緑地地区」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において単に「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項

第四条第五項中「整備」の下に「及び管理」を加える。

第八条第一項中「この条」の下に「及び第六章第二節」を加える。

第十七条第二項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十九条第一号ハ」を「第七十条第一号ハ」に改め、同条第三項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第十八条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第二十四条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構（第六十九条第一号イ」を「緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号イ」に改め、「この節において」を削り、同条第四項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改め、同条第五項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第二十五条及び第二十六条中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第二十七条中「都道府県知事」を「市町村長」に、「都道府県の」を「市町村の」に改める。

第三十条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

第三十四条第二項中「及び第七章」を削り、同条第三項中「次の各号に掲げる数値のいずれをも」を「十分の二・五を」に改め、同項各号を削る。

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第三号中「がけ地」を「崖地」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項及び第六項を削り、同条第七項中「、第二項又は前項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項及び第九項を削る。

第三十七条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「（第四項」を「（第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第五十五条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構（第六十九条第一号ロ」を「緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ロ」に改め、「この条において」及び「この項において」を削り、同条第二項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第四条第二項第五号」を「第四条第二項第六号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第三項中「緑地保全計画」の下に「。第六十一条第一項第六号において同じ。」を加え、同条第五項第一号中「この条及び第五十八条第一項において」及び「この条において」を削り、同項第二号中「第八項」を「第八項第二号」に改め、同条第七項及び第九項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改め、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　市民緑地契約

第五十七条及び第五十九条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第六十条の見出しを「（市民緑地設置管理計画の認定）」に改め、同条第一項中「第四条第二項第八号」に、「建築物の敷地内において緑化施設を整備しよう」を「土地等に市民緑地を設置し、これを管理しよう」に、「緑化施設の整備」を「市民緑地の設置及び管理」に、「緑化施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同条第二項中「緑化施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同項各号を次のように改める。

一　市民緑地を設置する土地等の区域及びその面積

二　市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置

イ　緑化施設

ロ　園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設

ハ　市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

三　市民緑地の管理の方法

四　市民緑地の管理期間

五　市民緑地の設置及び管理の資金計画

六　その他国土交通省令で定める事項

第六十一条の見出しを「（市民緑地設置管理計画の認定基準等）」に改め、同条第一項中「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、「緑化施設整備計画が」を「市民緑地設置管理計画が」に改め、「基準」の下に「（当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあつては、第八号に掲げる基準を除く。）」を加え、「緑化施設整備計画の認定」を「その認定」に改め、同項第五号中「緑化施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号を削り、同項第三号中「緑化施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「緑化施設（植栽、花壇その他の国土交通省令で定める部分に限る。）の面積の建築物の敷地面積」を「市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五　市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。